【三原市】補助金情報（令和5年度版）

支援制度名	支援の内容	制度の概要	担当窓口連絡先
三原市空き家改修等支援事業補助金交付制度	限度額：改修費30万円 家財整理費20万円（中山間地域） 5万円（中山間地域以外） 補助率：改修費1/2 家財整理費2/3（中山間地域） 1/2（中山間地域以外	三原市空き家バンク登録物件の所有者に対して家財整理費の一部を，登録物件を利用した市外からの移住者に対して改修費の一部を，予算の範囲内で補助する。	地域企画課 0848-67-6011
三原市空き家活用モデル支援事業	限度額：300万円 補助率：2/3	市内の空き家を地域の有効な資源として捉え，空き家を活用した地域活性化の促進を目的に，空き家の新しい活用方法の提案を公募し，優れた提案に対し，事業に要する工事費等の一部を補助する。	建築課 0848-67-6187
三原市学生市内居住促進補助金交付制度	限度額：0.5万円/月 補助率：1/2	三原市学生向けシェアハウス設置補助金の交付を受けて設置・運営されているシェアハウスに市外から転入して入居する学生に対し，地域活動への参加を条件に，予算の範囲内で家賃の一部を補助する。	地域企画課 0848-67-6011
三原市若年及び子育て移住世帯家賃補助金交付制度	限度額： 若年世帯1.5万円/月（最長18ヶ月） 子育て世帯3万円/月（最長36ヶ月） 補助率：1/2	市内の賃貸住宅に市外から入居する若年層（40歳以下の夫婦及び子育て）世帯に対し，予算の範囲内で，家賃の一部を補助する（空き家バンクの賃貸物件に入居する世帯も対象）	地域企画課 0848-67-6011

三原市ファーストマイホーム応援事業補助金交付制度	限度額：100万円 補助率：1/10	市内において新たに住宅を取得する若年層（40歳未満の夫婦及び子育て）世帯に対し，予算の範囲内で，住宅取得に係る経費の一部を補助する（空き家バンクの物件を取得する世帯も対象）。	地域企画課 0848-67-6011
三原市木造住宅耐震診断事業	限度額：申込者自己負担金1万円	昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建住宅（空き家を含む）に対し，耐震診断を市が実施する。 受付期間（毎年5月～8月末）にHPに掲載	建築指導課 0848-67-6122
三原市木造住宅耐震改修補助事業	限度額： 全体改修100万円 一部改修40万円 耐震シェルター設置20万円 建替工事100万円 除却工事50万円 補助率：1/2	昭和56年５月31日以前に建築された木造戸建住宅（空き家を含む）に対し，耐震改修に係る費用の一部を補助する。また，建替工事（居住誘導区域内に限る），除却工事（新耐震基準の建築物に移り住む場合で空き家を除く）に係る費用の一部を補助する。ただし，国庫補助対象となる住宅に限る。 受付期間（毎年5月～8月末）にHPに掲載	建築指導課 0848-67-6122
三原市小型浄化槽設置整備事業補助金交付制度	限度額：33.2～54.8万円	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し，生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的として，汲み取り又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する者に対し，予算の範囲内で補助金を交付する。 三原市大和町の区域，下水道事業計画区域，大型浄化槽設置団地は適用しない	生活環境課 0848-67-6168
三原市脱炭素社会推進事業補助金交付制度	限度額：家庭用蓄電池システム5万円 家庭用宅配ボックス2万円 家庭用エネルギー管理システム2万円	市民の環境保全に対する意識の高揚を図り，環境にやさしいまちづくりを推進するため，二酸化炭素排出量の削減効果が期待される家庭用燃料電池システム及び家庭用蓄電池システムを設置する者に対し，予算の範囲内で補助金を交付する。	生活環境課 0848-67-6194